

令和元年 9 月 13 日

新型インフルエンザ等における特定検疫港等について（案）

厚生科学審議会感染症部会
新型インフルエンザ対策に関する小委員会

1. 現在の方針について

- 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）
 - 国は、停留を実施する場合には、厚生労働省の要請に基づき関係省庁間で協議を行い、海外における発生状況、航空機・船舶の運航状況等に応じて、特定検疫港等を指定し、集約化を図ることを検討する。
 - ・ 旅客機等については成田、羽田、関西、中部及び福岡空港で、貨物専用機については検疫飛行場での対応を検討する。
 - ・ 客船については横浜港、神戸港、関門港及び博多港で対応する。
- 「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（平成 25 年 6 月 26 日新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議決定）
 - 検疫強化のため停留を実施する場合においては、新型インフルエンザ等発生国からの航空機及び船舶の運航状況等を踏まえ、発生国からの入国者の分散化を避け、万が一、入国者の中から新型インフルエンザ等の患者が発生した場合であってもまん延防止を図るため、また、検疫官を集中的に配置することにより効率的な措置の実施を図るため等の公衆衛生上の観点から、5 空港、4 海港を特定検疫港及び特定検疫飛行場（以下「特定検疫港等」という。）に指定して、集約化を図ることを検討する。
 - a 5 空港（成田・羽田・関西・中部・福岡）
 - b 4 海港（横浜・神戸・関門・博多）

2. 現状と課題について

- 近年、訪日外国人旅行者の増加などにより、航空機等の運航も大きく増加してきていることから、現在の運航状況等を踏まえて、特定検疫港等を再検討する必要がある。なお、2020 年には訪日外国人旅行者数を 4,000 万人にするとの政府目標が掲げられており、今後さらなる運航便の増加が見込まれる。（2017 年 2,869 万人）

3. 今後の方向性（案）について

- 特定検疫飛行場については、現在の 5 空港では発着枠等に余裕がなく、他空港から新たに受入可能な航空機数は限定的であるため、5 空港に次ぐ航空機発着実績がある千歳空港と那覇空港を新たに追加し、受入枠の増加を図る必要がある。
- 特定検疫港については、近年、九州・沖縄地区においてクルーズ船の入港実績が著

しく増加しているため、現在の4海港のみでは対応が困難になることが懸念される。そのため、地域別の状況を考慮したうえで、クルーズ船の入港実績が多い港のうち、検疫手続を円滑に行うことができる旅客ターミナルビルが整備されている長崎港、鹿児島港及び那覇港を新たに追加し、受入枠の増加を図る必要がある。

- 上記を踏まえ、特定検疫港等について、以下のとおり変更することを提案する。

4. 改定案について

新型インフルエンザ等対策政府行動計画

項目	現在	今後（案）
海外発生期 （4）予防・まん延防止 （4）-3-2 検疫の強化	<p>③国は、停留を実施する場合には、厚生労働省の要請に基づき関係省庁間で協議を行い、海外における発生状況、航空機・船舶の運航状況等に応じて、特定検疫港等を指定し、集約化を図ることを検討する。（厚生労働省、国土交通省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客機等については成田、羽田、関西、中部及び福岡空港で、貨物専用機については検疫飛行場での対応を検討する。 ・ 客船については横浜港、神戸港、関門港及び博多港で対応する。 ・ 貨物船については、特定検疫港以外の検疫港においても対応する。ただし、その積載物等により検疫港に入港することが困難である場合には、感染拡大のおそれに留意しつつ、別途関係省庁において対応を検討するものとする。 	<p>③国は、停留を実施する場合には、厚生労働省の要請に基づき関係省庁間で協議を行い、海外における発生状況、航空機・船舶の運航状況等に応じて、特定検疫港等を指定し、集約化を図ることを検討する。（厚生労働省、国土交通省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客機等については特定検疫飛行場で、貨物専用機については特定検疫飛行場以外の検疫飛行場においても対応する。 ・ 客船については特定検疫港で、貨物船については、特定検疫港以外の検疫港においても対応する。ただし、その積載物等により検疫港に入港することが困難である場合には、感染拡大のおそれに留意しつつ、別途関係省庁において対応を検討するものとする。

新型インフルエンザ等対策ガイドライン

3. 水際対策に関するガイドライン

項目	現在	今後（案）
第3章 検疫の実施 1. 検疫実施空港・港の集約化	<p>（1）基本的な考え方</p> <p>① 検疫強化のため停留を実施する場合においては、新型インフルエンザ等発生国からの航空機及び船舶の運航状況等を踏まえ、発生国からの入国者の分散化を避け、万が一、入国者の中から新型インフルエンザ等の患者が発生した場合であってもまん延防止を図るため、また、検疫官を集中的に配置することにより効率的な措置の実施を図るため等の公衆衛生上の観点から、5 空港、4 海港を特定検疫港及び特定検疫飛行場（以下「特定検疫港等」という。）に指定して、集約化を図ることを検討する。</p> <p>A 5 空港（成田・羽田・関西・中部・福岡）</p> <p>B 4 海港（横浜・神戸・関門・博多）</p>	<p>（1）基本的な考え方</p> <p>① 検疫強化のため停留を実施する場合においては、新型インフルエンザ等発生国からの航空機及び船舶の運航状況等を踏まえ、発生国からの入国者の分散化を避け、万が一、入国者の中から新型インフルエンザ等の患者が発生した場合であってもまん延防止を図るため、また、検疫官を集中的に配置することにより効率的な措置の実施を図るため等の公衆衛生上の観点から、7 空港、7 海港を特定検疫港及び特定検疫飛行場（以下「特定検疫港等」という。）に指定して、集約化を図ることを検討する。</p> <p>A 7 空港（成田・羽田・関西・中部・福岡、千歳、那覇）</p> <p>B 7 海港（横浜・神戸・関門・博多、長崎、鹿児島、那覇）</p>

上記を実施するにあたっての留意点は、以下のとおり。

- 新型インフルエンザ対策等政府行動計画及び新型インフルエンザ等対策ガイドラインの改定については、次回の新型インフルエンザ等有識者会議において了承後に改定作業を行う。